

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年7月14日

京都市長 門川大作

京都市規則第24号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第22項中「上下水道局総務部右京営業所」を「上下水道局総務部西部営業所」に改める。

附 則

この規則は、平成29年7月18日から施行する。

(行財政局人事部人事課)